

扶養者が病気や事故により亡くなられた後に発生し、負担された学資費用を保障します。

大学生協が
おすすめする

扶養者死亡保障保険

扶養者の死亡保障

学生組合員専用

学業費用補償特約・疾病による学業費用補償特約付帯こども総合保険



健康告知は不要です

※保障開始前の発病や事故が原因の場合は保障しません。

学資費用とは

- 大学の講義に必須である教科書・教材などの購入費用
- 在学期間中に大学に納付する授業料・実験・実習費など



あわせておすすめします

学業継続費用保険

保護者が病気やケガで働けなくなった時の所得保障

実際に負担された学資費用を
1年間 最高38万7,000円
まで保障 (1口加入の場合)



SUPIC
SUPIC スピックは
大学生協保険の
マスコットです。

お問い合わせ

取扱代理店：株式会社 大学生協保険サービス
TEL.03-5307-1159 / FAX 03-5307-1191
営業時間：平日（月～金曜）10：00～17：00
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 1-12-4 大学生協高円寺会館
<http://hoken.univcoop.oy.jp>



団体保険契約者：全国大学生協共済生活協同組合連合会

大学生協 保険

検索

大学生協の学生組合員のみ加入できます。「制度のあらまし」も必ずご一読ください。

保険料は卒業予定年まで一括払い

扶養者 14W 死亡保障保険



引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社 (幹事) / 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (非幹事) / 東京海上日動火災保険株式会社 (非幹事)

扶養者が 病気や事故で亡くなられた場合

学資費用を保障

実際に負担された
学資費用を

1年間 最高 **38万7,000円**まで (1口加入の場合)

学資費用
とは

- ①在学期間中に大学に納付する授業料・実験・実習費など
- ②大学の講義に必須である教科書・教材などの購入費用

事故で重度後遺障害を被った後に発生し、負担された学資費用も保障します。

学生本人が ケガにより亡くなられた場合

加入者(学生本人)の法定相続人へお支払い

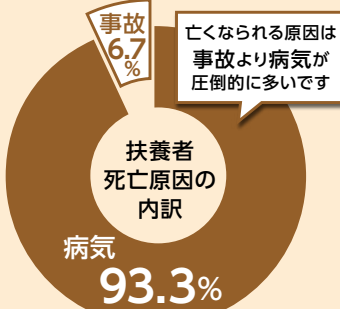
10万円 (1口加入の場合)

扶養者死亡保障保険保険金の支払実績

2013年度 (2013年4月~2014年3月末)

合計件数
282人

合計金額
**約1億
5,827万円**



扶養者死亡保障保険保険金の支払事例

Aさん

2009年度入学(私立)

扶養者年齢: 48歳 (2012年)

死亡原因: 虚血性心不全

支払内容: 授業料

加入口数: 2口

支払い保険金
1,159,100円

Bさん

2010年度入学(私立)

扶養者年齢: 59歳 (2012年)

死亡原因: 直腸がん

支払内容: 授業料

加入口数: 2口

支払い保険金
770,200円

Cさん

2012年度入学(国立)

扶養者年齢: 55歳 (2013年)

死亡原因: 交通事故

支払内容: 授業料

加入口数: 1口

支払い保険金
387,000円

卒業予定年までの保険料 (1口加入で2015年4月29日までにお支払いの場合)

卒業予定年	このような方	一括払い
1年間 (2016年卒業)	1年間のみ通学	930円
2年間 (2017年卒業)	短大生・院生・編入生	3,510円
3年間 (2018年卒業)	高校生、博士課程	7,570円
4年間 (2019年卒業)	学部生 (4年間)	13,000円
5年間 (2020年卒業)	高等専門学校生	19,640円
6年間 (2021年卒業)	医・歯・薬・獣医系の学生	27,360円

この保険は、被保険者数10,000名以上の場合の団体割引を適用しています。保険契約始期日時点の被保険者数が10,000名未満となった場合は保険金額または保険料が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。保険加入は、1組合員につき1契約(複数口の加入も可)となります。

※扶養者死亡保障保険は共済ではなく、共栄火災海上保険株式会社を引受幹事保険会社とする保険商品です。

学資費用は、大学や専攻分野によって大きく異なります。学生ご本人の授業料、教科書代、実習費等を、一度ご確認のうえ、ご加入口数を決めていただくことをおすすめします。

※最大9口まで加入できます。

健康状態や 職業・職種によって 加入の制限はありません。

過去の病歴や職業の告知はございませんが、保障開始前に発病していた病気や事故の後遺障害などが原因で亡くなられた場合は、保険金のお支払いはできません。

詳しくはこちら

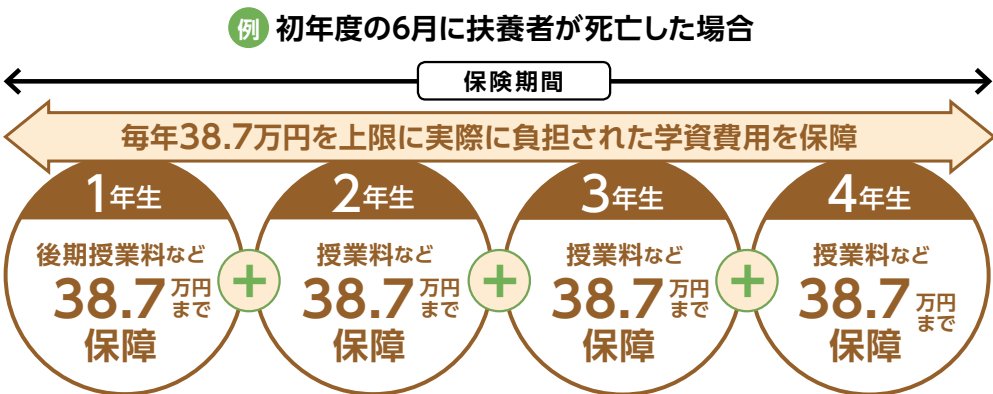
始期前発病について

始期前発病とは、保険責任開始日前に発病した疾病をいいます。

この保険はご加入に際して、扶養者の方の「健康状態についての告知」は不要としています。2015年3月31日までに保険加入申込み(保険料払込み)の方の保障が開始されるのは2015年4月1日(保険責任開始日)で、その保険責任開始日以降に発病した病気やケガによって扶養者の方が死亡(ケガの場合は、重度後遺障害を含みます。)した場合に、加入者の学資費用を保険金額を上限にお支払いする保険です。したがって、保険責任開始日前に発病していた病気が原因で扶養者の方が死亡の場合は保険金をお支払いできません。ただし、扶養者の方が死亡した時がこの保険契約の保険責任開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降である場合には、保険金をお支払いします。

保障のイメージ ※4年間1口加入の場合

保障は2015年4月1日から始まります。(3月31日までに加入申込みの方)
初年度に扶養者がお亡くなりになられた場合は、お亡くなりになられた日の翌日以降に支払った学資費用について、保障されます。



大学から授業料を 免除された場合は、 どうなるの?

免除された授業料についてはもともと授業料負担がありませんので対象となりませんが、大学の講義に必須である教科書、教材などの購入費用については、1口あたり年間38.7万円まで保障されます。したがって、授業料などを免除された学生にもお役に立つ保険です。

⚠️ ご注意ください!

右記のような場合は
保険金を支払われません。

- 保障開始前に既に負担していた(払込が終了した)学資費用
 - 扶養者が病気、事故*で亡くなられる前に既に負担していた学資費用
 - 扶養者が死亡した時に、ご加入者(学生本人)が扶養されていない場合
 - 扶養者が保険始期前に発病した病気や事故*により亡くなられた場合(注)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因でご加入者(学生本人)および扶養者が亡くなられた場合
- *事故の場合は重度後遺障害を含みます。(注)詳しくは上記「始期前発病について」をご覧ください。

加入者証について

共済と同時に申し込まれた場合でも、扶養者死亡保障保険の加入者証は、共済証書送付の約1ヵ月後に送付します。この場合、先に送付する共済証書に同封の加入者証の「扶養者死亡保障保険」欄は【***】と表示されます。

1	ご加入者(被保険者)となれる方	全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の満了日において、満23歳未満であるが、学校教育法に定める学校(大学・専門学校など)の学生の方となります。
2	保険期間	新入学生の方が3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、加入申込み後最初に到来する4月1日午前0時からご卒業予定年の4月1日午後4時までとなります。4月1日以降に加入申込み(保険料払込み)された場合は、保険料払込日の翌日午前0時からご卒業予定年の4月1日午後4時までとなります。
3	保障内容 ケガによる死亡	①お支払いする保険金:死亡保険金 急激かつ偶然な外来の事故【注】によりご加入者(被保険者)本人がケガをされ、その結果、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、10万円をご加入者(被保険者)の法定相続人にお支払いします。 ②保険金をお支払いできない場合: ●ご加入者(被保険者)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ ●無資格運転・酒気帯び運転によるケガ ●山岳登山・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波……など 【注】急激かつ偶然な外来の事故とは下記3項目を全て満たす場合をいいます。○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性=事故発生が予測できない、意思に基づかないもの ○外来性=身体の外からの作用によるもの(前記3項目に該当しない例)日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労、筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。
4	保障内容 扶養者死亡等の場合の学資費用	ご加入者(被保険者)の扶養者が保険期間中に疾病を発病し、その直接の結果として死亡されたことや、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として死亡されたことまたは所定の重度の後遺障害 ^{【注1】} に認定されたことによって、ご加入者(被保険者)を扶養できない状態となった場合に、支払対象期間(扶養できない状態となった日の翌日から卒業予定年月まで)中に毎年必要となる学資費用(支払対象期間中に発生した学資費用のうち、ご加入者(被保険者)が実際に負担した費用)に対して保険金をお支払いします。

扶養者の疾病による死亡

扶養者の事故による死亡・重度後遺障害

保険金をお支払いする場合	加入者(被保険者)の扶養者が下記の直接の原因により加入者を扶養できない状態となった場合に支払対象期間中に毎年必要となる学資費用を、年間38.7万円を限度に実際に負担された費用についてお支払いします。(1口加入の場合) ^{【注2】}	保険期間中に疾病を発病し、その直接の結果として死亡された場合	急激かつ偶然な外来の事故【注3】によりケガをされ、その結果、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の重度の後遺障害を負われた場合
保険金をお支払いできない主な場合	①扶養者の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③妊娠、出産、早産または流産 ④戦争、暴動等(テロ行為を除く) ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故 ⑥扶養者が扶養不能状態となった時に、扶養者が加入者(被保険者)を扶養していない場合……など	①扶養不能状態の原因となった疾病の発病が保険責任の開始期より前である場合。ただし、扶養者の死亡した時がこの保険契約の保険期間の初日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降である場合には、保険金をお支払いします。②麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除く)……など	①扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失(たとえば歩行中に疾病により意識を喪失し転倒をしたために傷害を被った場合など) ②扶養者に対する刑の執行 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④扶養者が無資格、酒気帯びまたは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車等を運転している間に生じた事故……など

学業費用補償特約および疾病による学業費用補償特約には、進学費用補償金の規定がありますが、扶養者死亡保障保険では進学費用補償対象外特約の付帯により、進学費用補償金を保障の対象外としています。
「扶養者」とは加入者を扶養している方で加入者の親権者*かつ加入者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、加入者の生計を主に支えている方をいい、加入者証記載の方をいいます。
*親権者とは、未成年者(満20歳未満の方)かつ、婚姻をしたことがない方に対して親権を行う方をいいます。また、加入者が成年に達した場合は親権者であることを要件としません。

【注1】「重度の後遺障害」とは、次のような状態をいいます。①両目が失明したとき ②咀嚼および言語の機能を廃したとき ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき など
【注2】この保険と同一の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約に加入されている場合は、お支払額が異なる場合があります。【注3】急激かつ偶然な外来の事故とは下記3項目をすべて満たす場合をいいます。○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性=事故発生が予測できない、意思に基づかないもの ○外来性=身体の外からの作用によるもの<上記3項目に該当しない例>日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労、筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

【4月1日以降に加入申込みされた方の注意事項】

4月1日以降に加入申し込み(保険料払込み)された場合は、保険料払込日の翌日から保障が開始されます。その保障開始日前に発病していた病気が原因で扶養者の方が死亡した場合、保障開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降であれば、保険金をお支払いします。

発病日の確認について

ケガの場合は、ケガをした日が保険責任開始日以後であれば保険金支払の対象になりますが、病気の場合は、いつ、病気になったか確定するのは困難なため、保険責任開始日前の発病に該当するかどうかは、死亡時の担当医師と保険責任開始日前に診察した医師に対して診断内容を確認します。必要に応じて顧問医や弁護士等、第三者の意見を確認した上で判断いたします。

扶養者死亡保障保険は、全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となり、共栄火災海上保険株式会社を引受幹事保険会社として締結する団体契約です。

<事故が発生したときは>

万一事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または共済火災までご連絡ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。



このパンフレットは、扶養者死亡保障保険の概要を説明したものです。詳しくは、取扱代理店または共栄火災にご照会ください。なお、ご加入の際は扶養者死亡保障保険の「重要事項説明書」を必ずご一読ください。

取扱代理店 株式会社 大学生協保険サービス

営業時間/平日(月~金曜日) 10:00~17:00
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4
大学生協高円寺会館

扶養者死亡保障保険のお問い合わせは

引受保険会社 共栄火災海上保険株式会社(幹事)

大学生協保険制度専用ダイヤル 0120-020-650 (通話無料)

受付時間/平日(月~金曜日) 9:40~17:00 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

A1414430E1181-20140919 承認番号: ucmm150104 PA1504